

小規模事業者持続化補助金とは

岡山商工会議所

小規模事業者持続化補助金とは

本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な**販路開拓等の取組**や、地道な販路開拓等とあわせて行う業務効率化の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

さらに、今回の公募にあたっては、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら販路開拓等に取り組む事業者への重点的な支援を図ります。 ⇒ **コロナ特別対応型**

※小規模事業者 ⇒ 当所HP「小規模事業者とは」にてご確認ください

対象経費

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②原則、交付決定日以降に発生し対象期間中に支払いが完了した経費
※「コロナ特別対応型」で特例あり
- ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

【経費内容】

- ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出店費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費

☆パソコン、タブレットなど汎用性が高いものは認められません

☆販売等を目的とした製品、商品の生産・調達にかかる経費は認められません

※詳細は「公募要領」にてご確認ください

コロナ特別対応型とは

補助対象経費の6分の1以上が、以下の要件に合致する投資を行う小規模事業者等であること ⇒該当しなければ<一般型>での申請となります

A : サプライチェーン毀損への対応

B : 非対面型ビジネスモデルへの転換

C : テレワーク環境の整備

A：サプライチェーン毀損への対応の取組事例

- ・ 外部からの部品調達が困難であるため、内製化するための設備投資
- ・ 製品の安定供給を継続するための投資
- ・ コロナの影響により、生産体制を強化するための設備投資
- ・ 他社が営業停止になったことに伴い、新たな製品の生産要請に応えるための投資

B：非対面型ビジネスモデルへの転換の取組事例

- ・店舗販売をしている事業者が、新たにEC販売に取り組むための投資
- ・店舗でサービスを提供している事業者が、新たにVR等を活用してサービスを提供するための投資
- ・有人で窓口対応している事業者が、無人で対応するための設備投資
- ・有人でレジ対応をしている事業者が、無人で対応するための設備投資
- ・非対面型・非接触型の接客に移行するために行うキャッシュレス端末の導入
- ・デリバリーを開始するための設備投資（宅配用バイク等）
- ・テイクアウト用メニューの施策開発費
- ・テイクアウトを行うために必要なホームページの改修費
※単に認知度向上のためのHP開設は、対象になりません
- ・テイクアウトサービスの提供の周知を図るためのポスティング用チラシの作成費用

C : テレワーク環境の整備の取組事例

- ・WEB会議システムの導入
- ・クラウドサービスの導入

一般型とコロナ特別対応型の違い

①補助上限や補助率の違い

補助上限・補助率	一般型	コロナ型 <類型A>	コロナ型 <類型BorC>
補助上限	50万円	100万円	100万円
補助率	2/3	2/3	3/4

※採択者には【事業再開枠】50万円・定額（10/10）の支援も併せて受けることができます。なお、事業再開枠のみの申請はできません。（一般型・コロナ型共通）

※特例事業者（バー、カラオケ、ライブハウス等）に該当する場合、補助上限が追加で50万円拡充されます。（一般型・コロナ型共通）

一般型とコロナ特別対応型の違い

②経費計上を遡及できる

一般型は、交付決定以降の経費しか認められないのに対し、コロナ型は、特例として2020年2月18日以降に発生した経費をさかのぼって補助対象経費として申請することができます。

③概算払いによる即時支給を受けることができる

一定の売上が減少した小規模事業者等（前年同月比20%以上減少）が希望し、一定の要件を満たす場合、概算払いによる即時支給にて補助申請額の50%を受けすることができます。

※自治体が発行する売上減の証明書が必要

事業再開枠とは

目的：経営計画に基づく販路開拓等の取組を行う事業者が、事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続するうえで必要最小限の感染防止対策を行う取り組みについて補助するもの

補助対象者：持続化補助金＜一般型＞＜コロナ特別対応型＞を申請している事業者
☆事業再開枠のみの申請はできませんのでご注意ください

補助対象経費：消毒液、マスク、換気設備、飛沫防止対策など

補助上限：50万円（補助率 10／10）

その他：2020年5月14日以降の経費が認められます。

特例事業者とは

◎右図のいずれかの施設の要件を満たし、その施設で事業を実施する事業者であること。

※ガイドラインはこちらから参照してください。

<https://corona.go.jp/>



ガイドライン一覧（2020年6月15日時点）

◆屋内運動施設	
要件：屋内に運動施設が備えられており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	一般社団法人日本フィットネス産業協会が作成するガイドライン
◆バー	
要件：次のいずれかに該当	
○風営法第2条第1項第2、3号または第11項に該当し営業許可を取得しており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
○風営法の深夜酒類提供飲食店営業の届出を行っており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	一般社団法人カクテル文化振興会、一般社団法人日本バーテンダー協会、一般社団法人日本ホテルバーメンズ協会が作成するガイドライン 一般社団法人ナイトクラブエンターテイメント協会、西日本クラブ協会、ミュージックバー協会が作成するガイドライン
◆カラオケ	
要件：個室にカラオケ設備があり、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、一般社団法人カラオケ使用者連盟、一般社団法人全国カラオケ事業者協会が作成するガイドライン
◆ライブハウス	
要件：音響設備が備えられており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	一般社団法人ライブハウスコミッション、NPO 法人日本ライブハウス協会、飲食を主体とするライブスペース運営協議会、日本音楽会場協会が作成するガイドライン
◆接待を伴う飲食店	
要件：風営法第2条第1項第1号に該当し営業許可を取得しており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会が作成するガイドライン

手続きの期限等

一般型	コロナ特別対応型
<p>第3回 受付締切：令和2年10月2日(金) 当日消印有効</p> <p>確認書受付期限：令和2年9月25日(金) 採択結果公表：令和2年12月頃 補助事業期間：令和3年7月31日(土)</p>	<p>第3回 受付締切：令和2年8月7日(金) 必着</p> <p>確認書受付期限：令和2年7月29日(金) 採択結果公表：令和2年10月頃 補助事業期間：令和3年5月31日(月)</p>
<p>第4回 受付締切：令和3年2月5日(金) 当日消印有効</p> <p>確認書受付期限：令和3年1月29日(金) 採択結果公表：令和3年4月頃 補助事業期間：令和3年11月30日(火)</p>	<p>第4回 受付締切：令和2年10月2日(金) 必着</p> <p>確認書受付期限：令和2年9月25日(金) 採択結果公表：令和2年12月頃 補助事業期間：令和3年7月31日(土)</p>

最後に

- ・ <一般型>と<コロナ特別対応型>の違いを簡単に説明させていただきましたが、**詳細につきましては各公募要領にてご確認ください。**
- ・ 「これはコロナ型で申請できるのか」「この経費は対象になるのか」等のお問い合わせを多くいただきますが、公募要領に記載のない内容については当所で回答しかねますので、その際は補助金事務局に直接お問い合わせください。
- ・ この資料は、6月20日時点での情報に基づき作成しております。これ以降に更新された情報は反映されておられませんのでご注意ください。